

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.019

| | |
|-----------|---|
| 処 分 名 | 緑化協定の変更及び廃止の承認 |
| 処 分 の 概 要 | 緑化協定の変更及び廃止する場合は、市長の承認を受けなければなりません。 |
| 根拠条例等・条項 | 春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成 17 年 10 月 1 日条例第 150 号) 第 2 4 条 |
| 審 査 基 準 | <p>○緑化協定の変更の承認基準は、次の要件を満たすときです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化協定区域は、相当の規模を有する一団の土地又は道路、河川等に相当の区間にわたり隣接する土地で緑化の推進が必要であると認められる区域 ・植栽地は、道路又は相当規模の空き地に隣接する幅員 1 メートル以上の連続した土地の区域であること。 ・植栽形態は、道路又は空き地の修景を高め、風致美観の向上に寄与すること。 ・垣又は柵は、生け垣又は透視可能な柵とし、道路又は空き地と植栽地との一体性の確保を妨げるものでないこと。 ・前各号に掲げるもののほか、緑化協定が第 12 条に規定する基準に適合しているものであること。 ・緑化協定の有効期限は、5 年以上であること。 <p>○変更及び廃止を承認したときは、告示します。</p> |
| 標準処理期間 | 1 4 日 |
| 設定年月日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送 |
| 備 考 | |

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例
(緑化協定)

第24条 一定区域内の土地及び建築物の所有者等は、緑化を推進するため、当該区域の緑化に関する協定（以下「緑化協定」という。）を締結することができる。

2 前項の緑化協定を締結しようとする者は、緑化協定書を作成し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、当該緑化協定が緑化のために、適当であると認めるときは、これを承認し、告示しなければならない。

4 前2項の規定は、緑化協定の廃止及び変更について準用する。